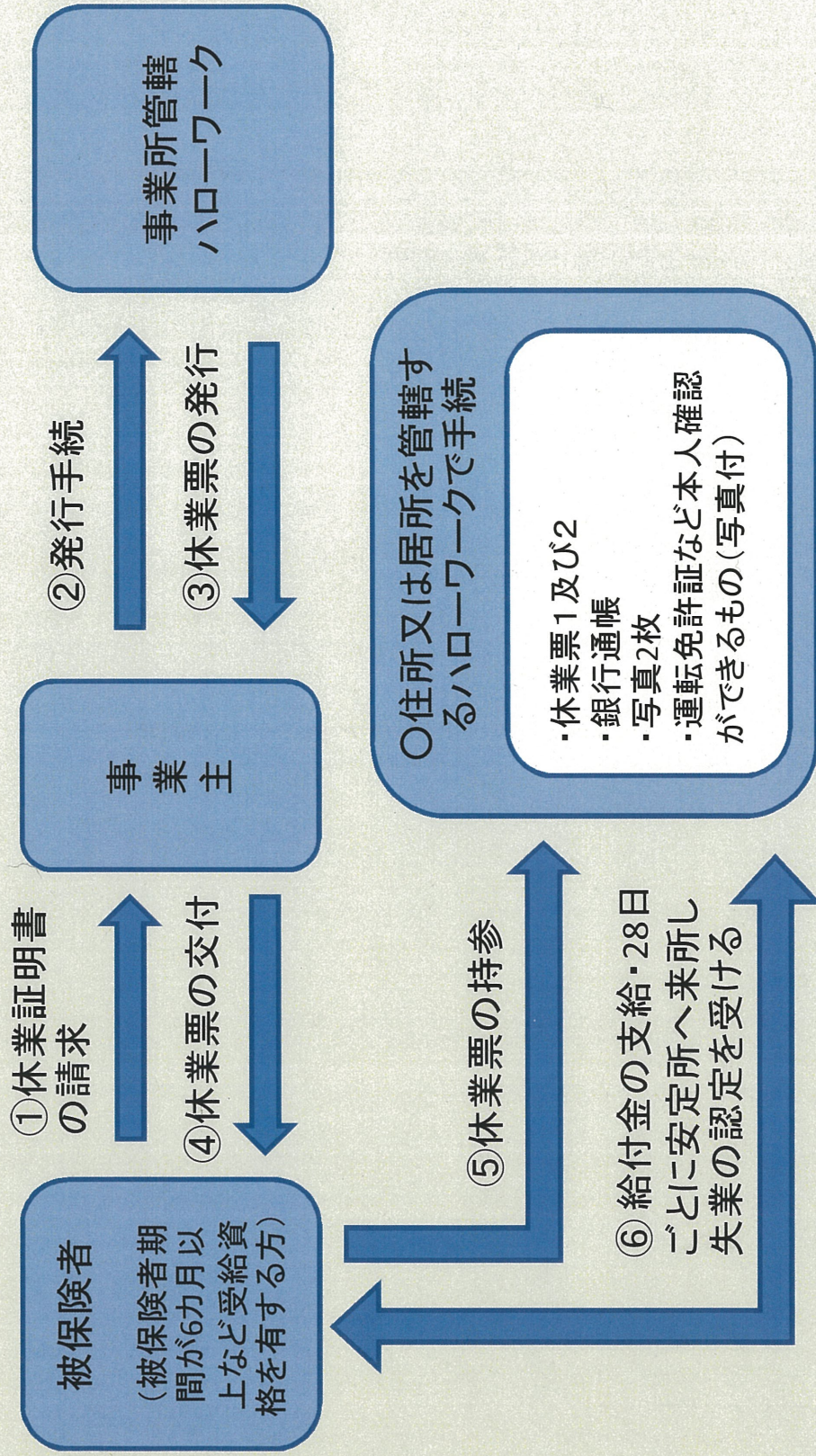


# 東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置(休業証明書)

事業所が災害を受けたことにより事業が休止・廃止のために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができないう状態にある方については、実際に離職していかなくとも失業給付を受給できます。  
 なお、特例措置を利用して受給した方は、受給後に雇用保険の被保険者資格を取得した場合に、今回の災害に伴う休業の前の雇用保険の被保険者であった期間は被保険者期間に通算されません。

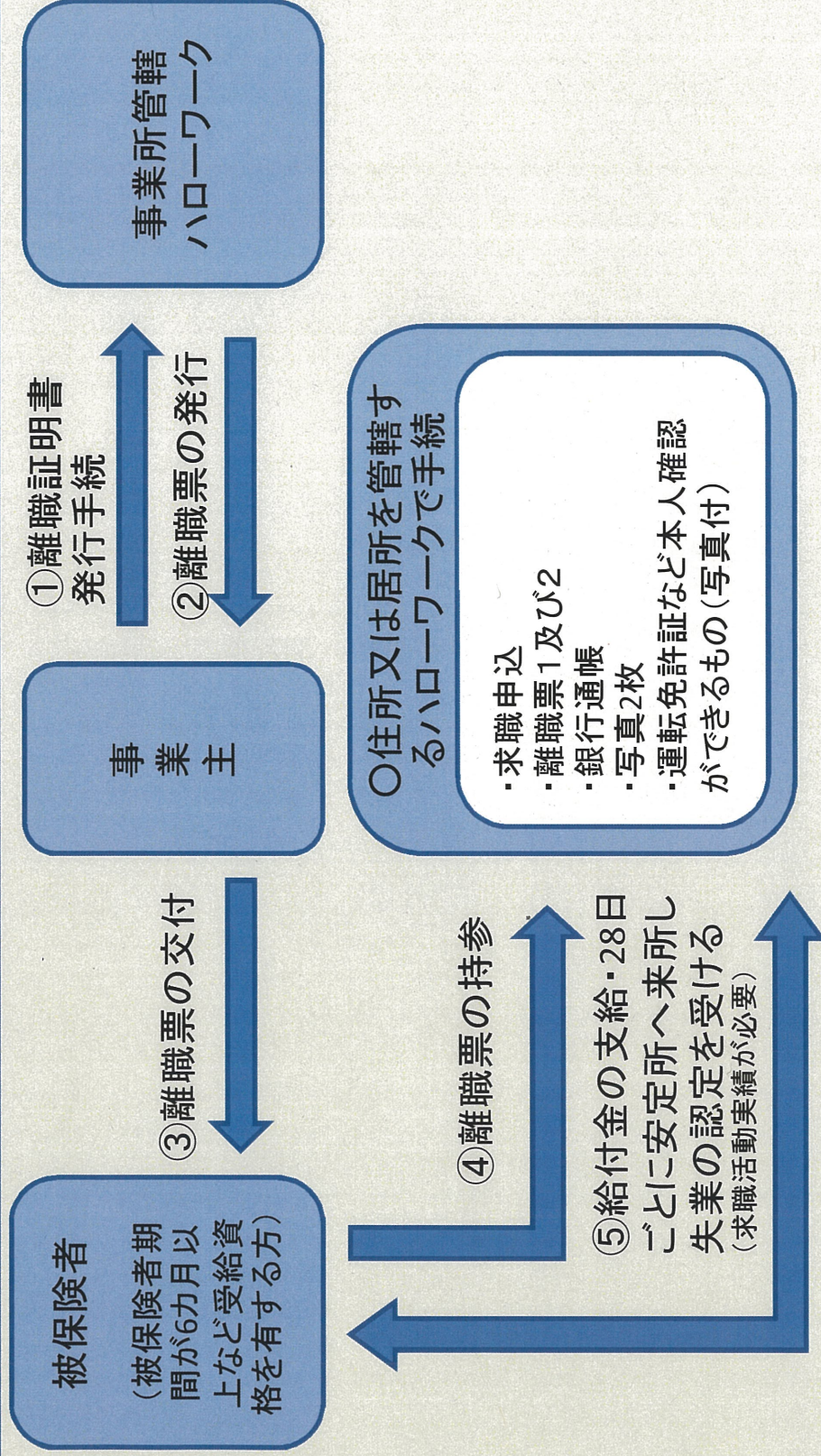


※事業所から「休業票」を受け取れる状態にない場合は、その旨、ハローワークの職員の職員にご相談ください。



# 東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置(一時的離職)

災害救助法の指定地域にある事業所が災害を受けたことにより事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても失業給付を受給できません。  
 なお、特例措置を利用して受給した方は、受給後に雇用保険の被保険者資格を取得した場合に、今回の災害に伴う一時的離職の前の雇用保険の被保険者であった期間は被保険者期間に通算されません。



※事業所から「離職票」を受け取れる状態にない場合は、その旨、ハローワークの職員にご相談ください。



## 東北地方太平洋沖地震に伴う雇用保険の特例措置（失業給付受給中）

### 失業認定日の変更

○一時的に避難しているなどにより指定された失業の認定日にやむを得ず来所できない場合は、電話等でご連絡いただければ、失業の認定日を変更することができます。

居住地（被災住所）を管轄するハローワークで引き続き失業給付の手続きを行います。  
なお、避難が長期化する場合は、居住地（被災住所）管轄以外での失業給付の手続きも可能です。

### 居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の手続き

○居住地（被災住所）から避難しているなどにより、居住地管轄のハローワークに来所できない場合は、避難場所等の最寄りのハローワークで失業給付の手続きができます。

ご来所の際は受給資格者証をご持参ください。  
※「受給資格者証」がお手元ない場合は、その旨、ハローワークの職員にご相談ください。

### 給付制限の解除

○災害発生時において3ヶ月の給付制限を受けている方で、給付制限が1カ月を超える方については給付制限が解除されます。